

託送供給等約款の認可

2022年3月16日
北陸電力送配電株式会社

本日、経済産業大臣より2022年4月1日を実施日とする託送供給等約款の認可を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、3月3日、2022年4月1日を実施日とする託送供給等約款の変更認可申請を行いました。（2022年3月3日お知らせ済み）

上記申請について、本日、経済産業大臣より認可を受けました。今回認可された託送供給等約款の変更内容は、以下のとおりです。

1. 主な変更内容

- （1）損失率^{※1}の見直し
- （2）インバランスク単価^{※2}の30分コマ値化の取扱い
- （3）非FITの発電設備の取扱い

2. 実施日

2022年4月1日

※1 損失率とは、発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（送電ロス）を算定する比率をいい、小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る送電ロスの合計に相当する量の電気の調達を行います。

※2 発電・小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の発電・需要計画等に対する発電・需要実績等の差分をインバランスといいます。FIT対象の太陽光発電や風力発電は買取事業者である一般送配電事業者や小売電気事業者が、発電量の予測を行うことになっており、発電計画の作成コストやインバランスが生じるリスクを補填するものとして、「インバランスク単価」を用いています。

以 上

別紙：託送供給等約款の変更内容（概要）

託送供給等約款の変更内容（概要）

1. 損失率の見直し

損失率については、至近3年（2018年度から2020年度）の実績損失率の平均値に見直します。

【損失率】

電 圧	現 行	見直し後
低圧で供給する場合	7.9%	同 左
高圧で供給する場合	3.3%	3.4%
特別高圧で供給する場合	1.3%	同 左

2. インバランスリスク単価の30分コマ値化の取扱い

第38回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2021年12月24日開催）において、現在、経済産業大臣により年度ごとに定められているインバランスリスク単価を、より実態に合わせた価格を反映する観点から、2022年4月から30分ごとに計算し、月単位でインバランスリスク料として精算する運用を開始することが整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映します。

3. 非FITの発電設備の取扱い

太陽光発電などの再生可能エネルギーが普及拡大する中、発電設備の出力を50kW未満とし低圧に分割することで、主任技術者の選任等に係る維持運用費用の回避が可能となること等から、本来分割する必要のない発電設備の分割事例が増加しており、本来不要な電柱、メーター等の設置による社会的コストが増大していることが問題となっています。

こうした状況を踏まえ、第41回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2021年11月18日開催）において、特段の理由がないにも関わらず分割された発電設備群について「一つの発電設備」としてみなすことが必要と整理がなされたことに伴い、当該内容を供給条件に反映します。

以 上